

会議結果報告書

令和2年8月21日

会議の名称	令和2年度第2回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和2年8月7日（金）15時00分～15時40分
開催場所	市役所第2庁舎3階 第4会議室
出席委員	竹前 榮二委員（会長）、大貫 結子委員（会長職務代理）、 西川 和人委員、阿部 眞治委員、武藤 貴洋委員、木下 武久委員、 羽賀 佳和委員、清水 賢三委員、伊藤 武委員 (計9人)
欠席委員	大友 万委員 (計1人)
説明員職氏名	(1)〔ICT戦略室〕八木課長 (2)〔総合窓口課〕細谷課長、〔課税課〕田島主査 (3)〔健康政策課〕伴主査 (4)〔保険年金課〕佐藤主幹 (計5人)
議 題	【諮問事項】 (1)LINEを活用した電子申請システムの実証実験 〔ICT戦略室〕 (2)電子申請システムの導入〔総合窓口課、課税課〕 (3)志木市国民健康保険特定健診・がん検診受診勧奨業務委託 〔健康政策課〕 【報告事項】 (4)国保データベース(KDB)システムを利用した国保レセプト情報 の提供〔保険年金課〕
結 果	(1)については、次回審議会での結果報告を条件に承認された。 (2)(3)については、審議の結果承認された。 (4)については、報告が承認された。 (傍聴者 0人)

事務局職員	菊池課長、仲野主幹、西村主事補
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>【諮問事項】</p> <p><u>(1) L I N E を活用した電子申請システムの実証実験〔ICT戦略室〕</u></p> <p>(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)</p> <p><説明員></p> <p>本事業は「新しい生活様式」に対応した、市民が市役所に来庁せずに行政手続きを行える仕組み作りを目指し、多くの人が利用しているL I N Eを活用した電子申請システムの実証実験を行うものである。</p> <p>機能の概要については、申請手続きをL I N Eのトーク機能で行うものである。電子での署名や添付ファイルが対応しているため、画像データを添付することが可能。</p> <p>提出された申請については、申請があると市役所にメールにて通知が届き管理画面で申請詳細を確認した後に申請されたデータをC S Vファイルに出力を行う。</p> <p>作成できる手続きについては、申請やイベントの募集、アンケート等を自由に作成することができる。すでに各地の自治体でこのシステムを使用して様々な内容について活用されており、近隣の和光市では水道料金免除申請をL I N Eから受付可能としている。またパブリックコメントの提出も可能とし、市政への参加ハードルを下げる試みを実施している。</p> <p>セキュリティについては、L G W A N（総合行政ネットワーク）を利用して申請内容を確認・取得することが可能なため、セキュリティは担保されているものと認識している。個人情報で住所、名前、電話番号、メールアドレス等を扱う際は、最終的に市役所側がデータの取得を行う。L I N Eから電子申請のシステムまで、また市役所がL G W A Nを利用せずに電子システムへデータを見に行く部分についても、すべての通信は暗号化されている。データはIS027001、IS027017、IS027018の情報セキュリティマネジメントの国際認証を受けているもの、及び総務省のクラウドサービスの安全・信頼性に関わる情報開示認定を受けているクラウドサービスに保存される。自治体が幾つ増えても自治体ごとで専用環境を有しているため他の自治体とデータが入り乱れることはない。</p> <p>オプション機能が幾つかあり、今後使用可能なものは進めていきたいと考えている。証明書 の請求の中で住民票・税証明書・印鑑証明書については、総務省よりマイナンバーカードに含まれている公的個人認証を使用してオンライン申請を行うようにと決められているため、今回</p>	

のLINEを活用した電子申請システムでは使用する予定はない。

<質疑応答>

委員) LINEは、顔の見えない相手とのやり取りとなる。本人確認の必要がなくIDの取得ができるLINE株式会社は韓国会社であり、最近中国のTikTokが問題になっていることも含めて懸念される情報もある。スマートフォンそのものが本人でなくても使用可能であり、申請に携わるデータをLINEで扱うのは少し怖いと思う。パブリックコメント、アンケートの作成等もひとりの人間が複数アカウントを所有して市民を偽って参加する可能性もあるのではないかと。コロナ禍の環境でなければ少し踏み止まっていたらと思う案件。実証実験ということであれば、ひとつのソースとして使用する前提で気を付けて使用していただきたい。

委員) 実証実験ということだが、どのような取り組みとなるのか。

説明員) 従来の申請を残しつつLINEでも申請可能とする運用。現在考えているのが、メールで受付を行っている広報しき内の“笑顔だいすき”と、書面、郵送、ファクシミリ、メールにて受付を行っているパブリックコメントについてLINEでの申請を可能とする。粗大ごみ等その他の申請は、今後各課と調整を行い随時追加していく方向で考えている。

委員) 希望する人は使用できるものか。

説明員) その通り。不特定多数の人が利用できる形となっているが、LINEのトークの画面から市役所の申請というものを選ぶ形となっている。そこで最初に年齢、性別を登録することが可能。今後はどのような申請が多いかなど分析可能となる。

委員) 写真は受け付ける予定なのか。本人が投稿した写真か不明なのは。

説明員) メールアドレスと連絡先を必ず入れてもらい、市役所側から連絡をして事前確認を行う。

委員) 二度手間にはなっているが、その方が良い。

説明員) 手で書いてもらうと、不確かな情報があるため、電子データであれば職員が読み間違えることがなくなる。その分職員の手間も省ける。

委員) テキスト履歴が残るので、その点は良いと思う。

委員) この実証実験は、期間を決めているのか。

説明員) 業者から12月までは費用無料で使用できると言われているため、12月まで実証実験を行う方向で考えている。9、10、11月で利用の状況を見ながら可能であれば1月以降も続けていく方向で補正予算を考えていく。

委員) マイナンバーカードで申請できるものと被ることはないのか。

説明員) マイナポータルから様々な申請が可能だが実際できるものが限られている。志木市では子育てワンストップサービスを行っているが、年に1件あるかないかの申請。またマイナンバーカードを使って様々なことを行おうとすると、条例の改正が必要になっ

てくる。イベントの募集等であればLINEで募った方が多く集まると考える。

委員) LINEを個人で持っても、やり方が分からない人は第三者に操作をお願いする可能性もあるのでは。

委員) いろいろな申請を簡素化にしたいのは理解できるが、審議会委員としては心配。どのような申請が可能なのか。

説明員) 現在、納付書再交付の申請を可能とするか検討中。他の自治体では、ごみの分別、粗大ごみの申請、施設予約、相談予約を実証実験ではあるが使用している。

委員) 実証実験の報告を2月の審議会にて結果等を報告してもらおう。

<結論>

当審議会で出た意見を参考に実証実験を行い、2月の審議会にて結果等を報告する。

(2) 電子申請システムの導入〔総合窓口課、課税課〕

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

現在志木市では、埼玉県電子申請市町村共同システムに参加しており、すでに電子申請を実施しているが電子決済に対応していないため最終的には証明書の受取と手数料の支払いで来庁が必要である。そのため市民にとっては使い勝手が良くないシステムである。

今回新型コロナウイルス感染症対策として、市役所に来庁しなくても良い仕組み作りを構築するために電子決済に対応した電子申請システムを導入する予定である。

内容については、ネットで証明書申請を行うと同時にクレジットカードで電子決済を行い、証明書については郵送で利用者に届ける運用を行う。

新型コロナウイルス感染症対策として早期の導入を行いたいため、支障なく導入が見込める総合窓口課の住民票、転出届、課税課の課税証明書の3種類の証明書をスモールスタートとして導入したいと考えている。

システムの構成については、市役所の基幹系システムとは接続せずにインターネットから市民が申請した申請データを市役所側はL G W A Nを経由して申請内容を確認する。

申請時の本人確認については、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、電子証明書の認証については、国のシステムを使用する。

マイナンバーカードの使用はするが、その際にマイナンバーの取得や使用等を行うことはない。

<質疑応答>

委員) 本人以外が申請することはあり得ないのか。

説明員) 実際には本人が操作しているかは不確かだが、マイナンバーカードの暗証番号は本人のみが知り得る番号のため、本人であると考えて取り扱う。ATMにてキャッシュカードでお金を引き出す際と同様の運用。

委 員) キャッシュカードと同様なトラブルが起こることもあり得るということか。

説明員) マイナンバーカードを紛失又は暗証番号を忘れた際には、24時間対応している国のコールセンターへ電話をすると使用停止を行ってくれる。

委 員) 暗証番号の確認は、毎回決済の直前に行われるのか。

説明員) その通り。

委 員) マイナンバーカードの普及率が2割の中で行うのは、需要があるのか。

委 員) マイナポータルでの申請も増えてきているため、悪いものではないと思う。

委 員) どのような申請を可能とするのか。

説明員) 住民票の写しと転出届については、本人がマイナンバーカードを使用でき、かつ市役所側で認証できるということは、明らかに市民であるということなので支障なく発行可能と考える。戸籍関係の書類では、必ずしも本籍が志木市にあるとは限らない、また条件的に発行可能か不可かの判断が申請を受けてからの判断となるため、お金が絡んでいなければ問題ないがクレジットカードで事前に決済を行うため、もう少し慎重に運用を見極めてから随時追加していく方向で考えている。

委 員) 資料に記載のある、独身証明書とは何か。

説明員) 戸籍に付随する証明で結婚していないことの証明。結婚相談所に提出するなどの用途で使用するもの。

委 員) 戸籍抄本を取得するのと同じではないのか。

説明員) 求めている情報に対し、戸籍抄本には必要以上の情報が記載されている。

委 員) 住宅用家屋証明の取得には添付書類が必要だが、PDF等で対応するのか。

説明員) 評価証明書や家屋証明書の添付書類は、現在業者側は写真や、PDFの添付の対応を考えているとのこと。ただし、市としてはまだ危ないと考えて固定資産税の証明書は今回見送った。

委 員) 認証、情報の精査に時間がかかると思う。導入はまだ先送りでも良いかと思うが、そうするとリアルタイム性が薄れてしまう。申請のお金に関する部分が追加されたのが主だろう。

<結論>

コロナ禍の中で、非接触型で市民への対応が可能かという部分を、ひとつ安全なところから実施し、増やしていきたいとの趣旨は理解できる。その他、当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(3) 志木市国民健康保険特定健診・がん検診受診勧奨業務委託〔健康政策課〕

(個人情報保護条例第16条の規定による諮問)

<説明員>

現在、健康政策課では国民健康被保険者の特定健康診査について、毎年この健診を受診して

いない者に通知にて特定健診の受診勧奨を実施している。

現在受診勧奨については、外部委託を行っているが受診勧奨を実施する前に、勧奨する者の受診歴など個人情報の受け渡しは、委託業者が手配したセキュリティ便を使用しデータの受け渡しを行っている。セキュリティ便は通常の郵便とは異なり、荷物の集荷から配達までの貨物の存在確認やセキュリティボックスなど専用の器財を使用し、一般の貨物とは分離して荷物の輸送を行っている。ただ、人が行うことなのでヒューマンエラーの危険性とデータの受け渡しまでに多少の時間を要する。

そこで今回、行政専用のネットワークであるLGWAN回線を利用したデータの送受信を行いたいと考えている。LGWANとは、各地方公共団体と国の各官省庁との情報交換を目的に高度なセキュリティを持つ行政専用のネットワークである。民間企業がLGWAN上で地方公共団体に対して提供するサービスであるLGWANASPを利用し、安全にデータを取り扱うことが可能となる。問題点を改善するため、これからはセキュリティ便を使用するのではなくLGWANASPを利用してデータの送受信を行いたいと考えている。この受診勧奨を行っている業者は地方公共団体が運営している地方公共団体運営システムJ-LISに登録されている。LGWANASPを導入することは即時性、セキュリティ、双方向のコミュニケーションを図ることが可能となる。

<質疑応答>

委員) 相手が不要になったデータ、あるいは終了したデータは、市役所側の権限で削除することは可能か。

説明員) その通り。契約書に不要となったデータは破棄する旨記載している。

委員) 業者に任意で破棄してもらうのではなく、市役所側から破棄できる認識でよいか。

説明員) その通り。

委員) 安全性は増すと思う。

<結論>

当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

【報告事項】

(4) 国保データベース(KDB)システムを利用した国保レセプト情報の提供

〔保険年金課〕

<説明員>

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、国民健康保険法第82条第12項の規定に基づき都道府県が市町村の健康づくりや保険活動の支援、疾病別医療費分析等を図るため、市町村に対して新情報主明細書等の情報を求めることが可能となった。

県へ情報提供しているレセプト情報は、被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、

被保険者証の記号番号、療養を受けた年月日、療養を受けた病院・診療所・薬局・その他の名称及び住所、保険給付の審査、支払いに関する情報、その他、特定健康診査、特定保健指導に関する記録などがある。これらの情報については、市町村、後期高齢者医療広域連合、国保連合会、県の4者契約の締結後に運用が開始されるものであり、運用にあたっては国保データベース（KDB）システムを利用しての情報提供が行われるものである。

また、県が取得した市町村の国保レセプト情報については、埼玉県個人情報保護条例に基づき適正な管理を行い目的外の利用はできないようになっている。

<質疑応答>

委員) 新型コロナウイルス感染症の関係も含めて、県はレセプト情報が欲しいのだと思う。過去から県はレセプト情報が欲しいと言っていたと思う。

説明員) その通り。今までは個人情報を削除した状態で県に提供していた。これからはデータベースで必要な情報は県側で見る運用。

委員) 期間は令和3年3月31日までなのか。

説明員) どちらからも異議がなければ、更新していく。

委員) 県が実際に、データベースをいつ、どこで閲覧したかは把握できるのか。

説明員) 埼玉県国保連合会が仕組みを作っており、国保連合会で閲覧記録を管理している。

委員) 始めるのが遅いくらいだ。

【その他】

事務局) 次回審議会の開催は、令和3年2月17日（水）に開催予定である。

3 閉 会